

## 問合せの多い質問（第一種貸与）

Q 1 返還猶予申請書や返還免除申請書は、いつまでに提出すればいいでしょうか。

A 1 申請事由が生じた場合は速やかに申請してください。（東京都からの提出指示はいたしません。）

卒業時にお渡しする「東京都看護師等修学資金修学生のしおり」（水色の表紙）をよく読んで上で、自らがきちんと申請してください。

Q 2 看護師3年課程の学校で3年生の1年間だけ貸与を受けました。この場合も引き続き5年間従事しなければならないのでしょうか。

A 2 返還債務の全額免除となるには、引き続き5年間の看護業務従事が必要です。

また、裁量免除となるためには、**引き続き貸与を受けた期間以上**（この問い合わせの場合は引き続き1年以上）看護業務に**従事することが必要**です。

Q 3 返還債務の全額免除となるためには「引き続き5年間看護業務に従事すること」とありますが、この場合の「引き続き」とはどのようなことでしょうか。

A 3 やむを得ない理由により看護業務に従事しなかった期間を除いて、看護業務の従事期間が引き続いていることをいいます。したがって、従事先を変更した場合、退職の翌日からの従事が原則となりますが、採用の事情により困難な場合がありますので、従事していない期間が**1か月未満**であれば認めています。

なお、従事猶予が継続できる場合でも、従事先の在職日数が16日未満/月となる月は、返還免除申請に必要な従事月数に算定できません。

### 【例】

No	A病院退職	B病院採用	従事猶予継続可/不可
1	6月30日	7月31日	○
2	6月30日	8月1日	×
3	5月31日	6月30日	○
4	5月31日	7月1日	×
5	6月15日	7月15日	○
6	6月15日	7月16日	×
7	1月31日	2月28日	○
8	1月31日	3月1日	×

○…1か月未満の空白であるため猶予できます。

×…1か月以上の空白となり猶予は認められず、返還となります。

**Q 4** 出産や病気等で看護業務に従事できないときは、どんな手続をとればいいでしょうか。

**A 4** やむを得ない理由により看護業務に従事できないときは、「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」及びその理由の事実を証明する書類を提出してください。

出産の場合は、出産予定日の8週間前から生後、満一歳まで猶予の対象となります。母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記されているページ）を添付してください。

病気の場合は、病名、「就業不可」等の文言、期間が記されている医師の診断書の原本を添付してください。

なお、やむを得ない理由とは、看護関係の養成施設への進学、災害、病気、出産等のことを指します。経済的理由では「やむを得ない理由」に該当しません。

詳細については、電話等でお問い合わせください。

**Q 5** 卒業後都内の指定施設に勤務しましたが、「非常勤」として採用されました。それでも5年間従事すれば免除になるのでしょうか。

**A 5** 採用が非常勤やパートの場合は、常勤の方と同様に月128時間以上の雇用契約が締結されていることが必要です。なお、ここで言う月128時間以上とは、1か月間に128時間以上勤務することを指しています。（1年間で1か月当たりの平均勤務時間が128時間のことではありません。）

**Q 6** 結婚等により本籍、住所又は氏名が変わりました。どのような手続が必要ですか。

**A 6** 住所又は氏名が変わったときには、「住所等変更届（第7号様式）」で届け出てください。ただし、氏名変更の場合は、氏名変更のわかる公的な書類（戸籍謄本や運転免許証の写し等）を添付してください。なお、住所等の変更は、電子での申請も可能です。

本籍だけを変更した場合は、修学資金の届出は不要です。

**Q 7** 第一種貸与を受けていましたが、4月から進学します。「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」（進学のために返還猶予を申請する。）はいつ提出すればいいのでしょうか。

**A 7** 進学後直ちに「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」に在学の証明を取得し、速やかに提出してください。書類の届出がないと、進学も指定施設への従事もしていないものとみなし、返還の手続きをとります。

また、定時制に進学し、看護業務にも従事する場合は、同上の「修学資金返還猶予申請書」に従事先の証明を取得し、提出してください。勉強のため従事を継続できなくなったり、128時間未満の雇用となったりした場合は、あらためて進学先の在学証明を取得し、「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。

**Q 8** 現在勤めている指定施設を退職して、別の指定施設に勤めたいと思っています。どこの病院が指定施設なのか、よくわかりません。どこに確認すればよいのでしょうか。

**A 8** 従事予定の病院が指定施設に該当するかどうかは、当該施設の状況の変化等により異なりますので、就職の際は施設への確認が必要です。

東京都福祉保健局ホームページに、主な指定施設の名称等を掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

なお、指定施設に従事中、仮に勤務先が指定施設からはずれても、貴方の従事期間が満了するまでは、指定施設に勤務したとみなしますので、引続き従事をお願いします。

**Q 9** 申請様式の白紙が、以前使用してしまったため、手元にありません。どうしたらよいのでしょうか。

**A 9** 東京都福祉保健局ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

## 参考 第一種貸与の裁量免除の計算方法

◎ 貸与期間以上指定施設で看護業務に従事

$$\text{免除額} = \frac{\text{従事月数}}{\text{貸与を受けた期間(24月未満は24月とする)} \times 5/2} \times \text{貸与額}$$

例

貸与期間	2年間 (24月)	
貸与額	768,000円 (月額32,000円)	
従事月数	2年1か月 (25月)	の場合

$$\text{免除額} = \frac{25\text{月}}{24\text{月} \times 5/2} \times 768,000\text{円} \approx 320,000\text{円}$$
$$\text{返還額} = 768,000\text{円} - 320,000\text{円} = 448,000\text{円}$$

※指定施設で看護業務に従事した期間が貸与期間に満たない場合は、全額返還になります。

※大学院修士課程で第一種貸与を受けた場合は、看護業務従事による裁量免除はありません。